令和7年度　公立こどもクラブ利用のしおり

こどもクラブとは・・・

　こどもクラブは、昼間労働等により、保護者が家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通じて社会性と自主性を培うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とした放課後健全育成事業を行う場所です。

【開所時間】

・学校がある日：放課後～18時

・学校が休みの日（第３土曜日を除く土曜日・長期休業期間）：８時～18時

　※18時までには必ずお迎えに来るようお願いします。

【閉所日】

〇日曜日、祝日、第3土曜日、8月13日～8月16日、12月29日～翌年1月3日　等

〇感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）により、

　・学校が休校となった場合：こどもクラブも休所になります。

　・学年（学級）閉鎖となった場合：閉鎖となった学年（学級）の児童は利用できません。

〇大雨や台風等により学校が臨時休業となった場合には、こどもクラブも休所になります。

こどもクラブでの過ごし方

〇平日の例

15:00	下校⇒各クラブへ
15:10	クラブへ到着
15:20	おやつの時間
15:50	学習の時間
16:30~	自由時間
18:00	閉所

〇長期休業期間中の例

8:00	開所
8:00～12:00	学習、自由時間　など
12:00	昼食※
13:00～18:00	学習、自由時間、おやつ　など
18:00	閉所

※長期休業期間や学校で給食が出ない日について、こどもクラブでは昼食の提供は行っておりませんので、午後まで児童がこどもクラブにいる場合には、必ず昼食を持参するようにしてください。

平日の例、長期休業期間中の例は、あくまで、「例」となります。各クラブの指導員は、「遊び」、「学習」、「おやつの時間」等の １ 日の過ごし方について、子どもたちがより楽しい気持ちで活動できるよう工夫を凝らしています。

こどもクラブ利用上の注意事項

こどもクラブを安全・安心にご利用いただくために大切な事項となりますので必ずお読みください。
※こどもクラブの運営に支障がある場合は、退所をお願いすることがあります。

さのまる ©佐野市

【通所について】

・急遽、こどもクラブを利用する場合や利用しなくなる場合には、こどもクラブへの連絡と併せて学校にも必ず連絡をお願いします。
（平日、多くの学校では、「こどもクラブに行く班」を作り通所しています。）
・長期休業期間については、開所時間が 8:00 になりますので、8:00 以降に保護者の方が児童をお送りください。（児童１人で徒歩等により通所することはできません。）

【持ち物について】

・こどもクラブでの紛失等の事故を防ぐため、持ち物には必ず名前を書いてください。
・現金や玩具類（ゲーム機含む）は、児童間のトラブルを防ぐ観点から、こどもクラブに持ち込まないようお願いいたします。
・外遊び時に洋服が汚れてしまうこともあるため、児童の着替えを1組こどもクラブに置いておくようにしますので、必ずご持参ください。
※こどもクラブへの**ゲーム機類の持ち込みは禁止**させていただいています。また、併せてタブレットの持ち込みも原則禁止といたします。
無断で持ち込んだ場合のトラブルには対応いたしかねますので、ご承知おきください。

【昼食とおやつについて】

・長期休業期間や学校で給食が出ない日には、必ずお弁当と水筒（飲み物）を持参してください。
・各クラブで児童におやつを提供しています。食物アレルギー等で食べられないものがある場合には、事前にこどもクラブ指導員とご相談ください。
※1か月のうち、**休所された日のおやつについては、後日利用の際に現物をお渡し**いたしますので、ご承知おきください。（現金での還付はできません）

【保育料等の納付について】

・保育料、おやつ代・教材費等については、当該月の 10 日までに各こどもクラブに納付してください。
※1か月に1日でも利用した場合には、1か月分の費用がかかります。日割りでの計算は行っていませんのでご承知おきください。

【保育料の減免制度について】 ※該当する方は、こども課での申請が必要です。

対象者　①生活保護世帯
②ひとり親で対象年度の市民税が非課税の方
③世帯全員の対象年度の市民税が非課税の世帯

※おやつ代・教材費等はご負担いただきます。

【学習時間について】

・平日、長期休業期間中ともに学習の時間を設けています。時間中は、なるべく宿題や自主課題等を実施するよう声がけはしていますが、学習指導は行いません。その日の学習内容については、ご家庭で目を通してください。

・**学習に関する教材の提供は行っておりません**。ご家庭でご用意し、持参してください。

【児童のお迎えについて】

・閉所時間は 18:00 となりますので、18:00 までに必ずお迎えをお願いします。
交通事情等により、18:00 を超えてしまう場合は、必ずこどもクラブへ連絡してください。

※お迎えの時間が 18:00 を超えることが繰り返される場合には、**退所をお願いすることもあります**ので、ご了承ください。

※お迎えの方が普段と変わる場合には、こどもクラブへ必ずご連絡ください。
（原則 18 歳未満のお迎えはできません。）

【こどもクラブ連絡網システム（アプリ）について】

・こどもクラブでは、お子さんの欠席の連絡をする時や災害などが発生した際に保護者の方にお迎えをお願いする時、こどもクラブで作成したお便りを送付する時などにシステム（アプリ）を活用していますので必ず登録していただくようお願いします。

・ご登録いただけない場合、欠席時の連絡は電話で行っていただくことになります。また、こどもクラブに関する情報の発信ができません。

・前月 20 日頃を目安に、次月の利用予定(※)を入力し、送信してください。

・**当日、利用予定に変更が生じた場合には、13時までは連絡網システムでの送信、13時を過ぎた場合には、電話での連絡**をお願いします。

※利用予定については、「欠席の日」又は「お迎えの方が変わる場合」のみを入力してください。（出席の連絡は不要です）

【休所及び退所について】

・1か月すべて利用をしない場合には、「休所」することができます。前月末日までに、「休所届」をこどもクラブに提出してください。

・「退所」する場合には、前月末日までに「退所届」をこどもクラブに提出してください。

※特別な事情を除き3か月続けて「休所」はできません。また、「4 月」は休所できません。

※休所届や退所届は各こどもクラブにございます。（ホームページからもダウンロードが可能です。）

【申請事項の変更について】

・こどもクラブ入所申込時の内容について、変更があった場合には、「変更届」を提出してください。その際、併せて付随する資料の提出をお願いいたします。

・住所や連絡先が変更になった・・・変更届のみの提出

・就労先等が変更になった・・・変更届＋新しい職場の就労証明書等

※就労先等が変更になり、入所の要件を満たさない場合には、退所していただきます。

※入所申込時に、就労証明書を見込みで提出した方は、3か月の実績で再提出願います。

※変更届や就労証明書等は各こどもクラブにございます。（ホームページからもダウンロードが可能です。）

【災害発生時について】

・こどもクラブ利用中に、大雨や台風等により佐野市から「警戒レベル3」が発令された場合は、こどもクラブは閉所となります。

・ご登録いただいた連絡網システム(アプリ)にて連絡をしますので、ご確認をお願いします。また、保護者の皆様も自主的にお迎えにきていただきますようお願いします。

※警戒レベルが3以上になった場合には、「緊急速報メール」、「防災行政無線」、「テレビ・ラジオ」等で市から伝達されますので、台風等で災害が想定される場合には、各種情報にご注意いただくようお願いします。

【引き渡し(お迎え)時のこどもクラブ利用について】

・大雨等で学校から引き渡しでの下校となった場合には、保護者に引き渡し後のみ利用ができます。保護者によるこどもクラブへの送迎をお願いします。

※下校に際し、安全に児童を保護者に引き渡すことを前提としておりますので、引き渡し後の利用となることをご理解ください。

【こどもクラブ内での医療行為について】

・こどもクラブでは、児童に薬を飲ませることや、かゆみ止め等の薬を塗る等の与薬行為はできません。児童が自分で薬を飲めるようにするなど、ご家庭で指導するようお願いします。

・児童間でのかゆみ止め等の貸し借りも皮膚のかぶれ等の原因になる可能性がありますので、持参された薬については、絶対に貸し借りをしないよう指導をお願いします。

・児童に異変が生じ、保護者と連絡がつかない場合で緊急を要する場合には、救急車を呼び対応しますので、あらかじめご了承ください。

※こどもクラブで対応できるもの

・食物アレルギーのある児童に対する配慮事項や緊急時に使用するアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する自己注射薬である「エピペン」の注射

・てんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合の「座薬」の挿入

(「座薬」の対応には「医師の指示書」が必要になりますので、児童が対象となる場合には、必ずこどもクラブ指導員に申し出てください。)

【その他、ご了承いただきたい事項】

・こどもクラブの備品を児童が故意に破損した場合等、状況によっては弁償していただく場合がございます。

・送迎の際、駐車場での事故等につきましては、一切責任は負いかねます。

・こどもクラブは、集団生活を行う場所となりますので、他の児童に繰り返し危害を加えるなど、管理運営上支障があると認めるときは、退所をお願いすることがあります。

・産前産後については、「産休期間中」(産前6週・産後8週)の利用はできますが、「育児休業期間中」の利用はできませんので、退所していただくことになります。

・お仕事がお休みのときは、ご家庭で一緒に過ごされますようお願いします。

◂各種届出のダウンロードはこちらから

その他ご不明な点は、各こどもクラブ指導員にお問い合わせください。